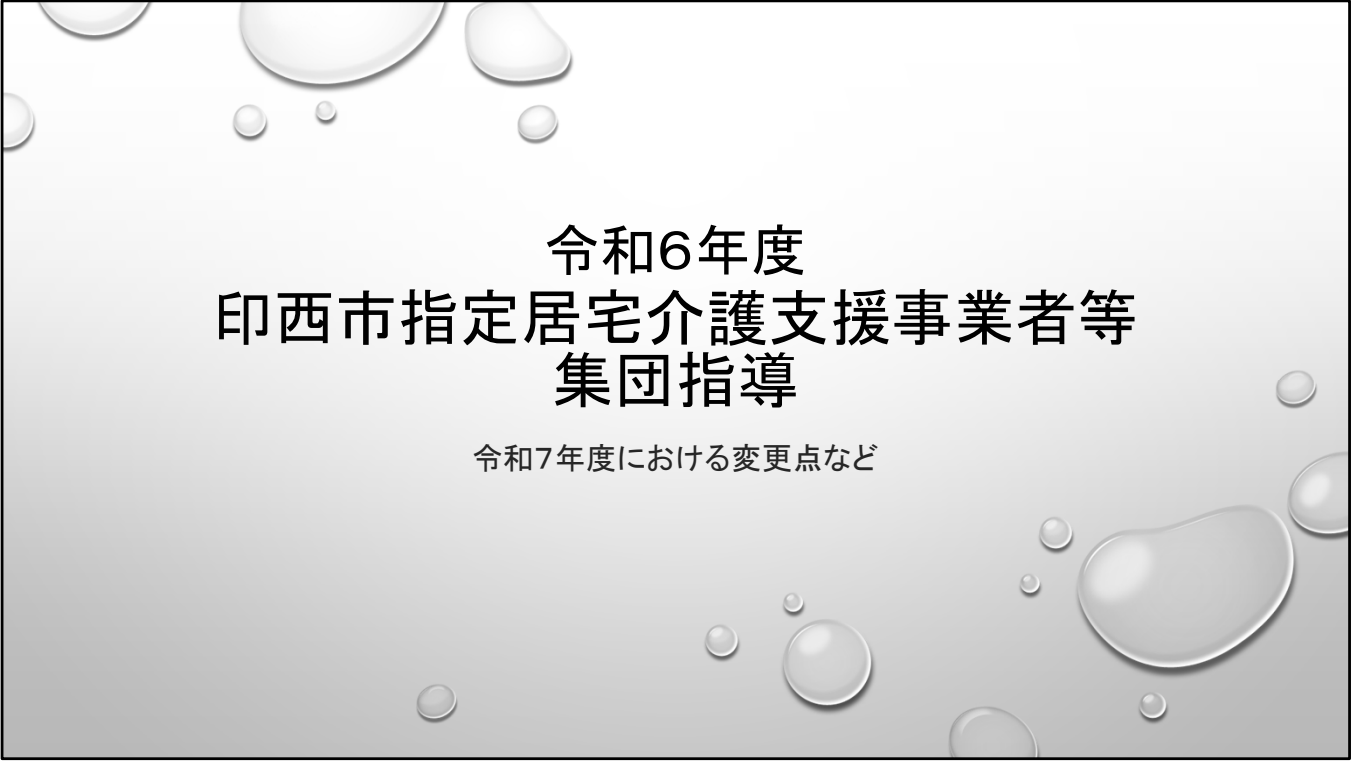
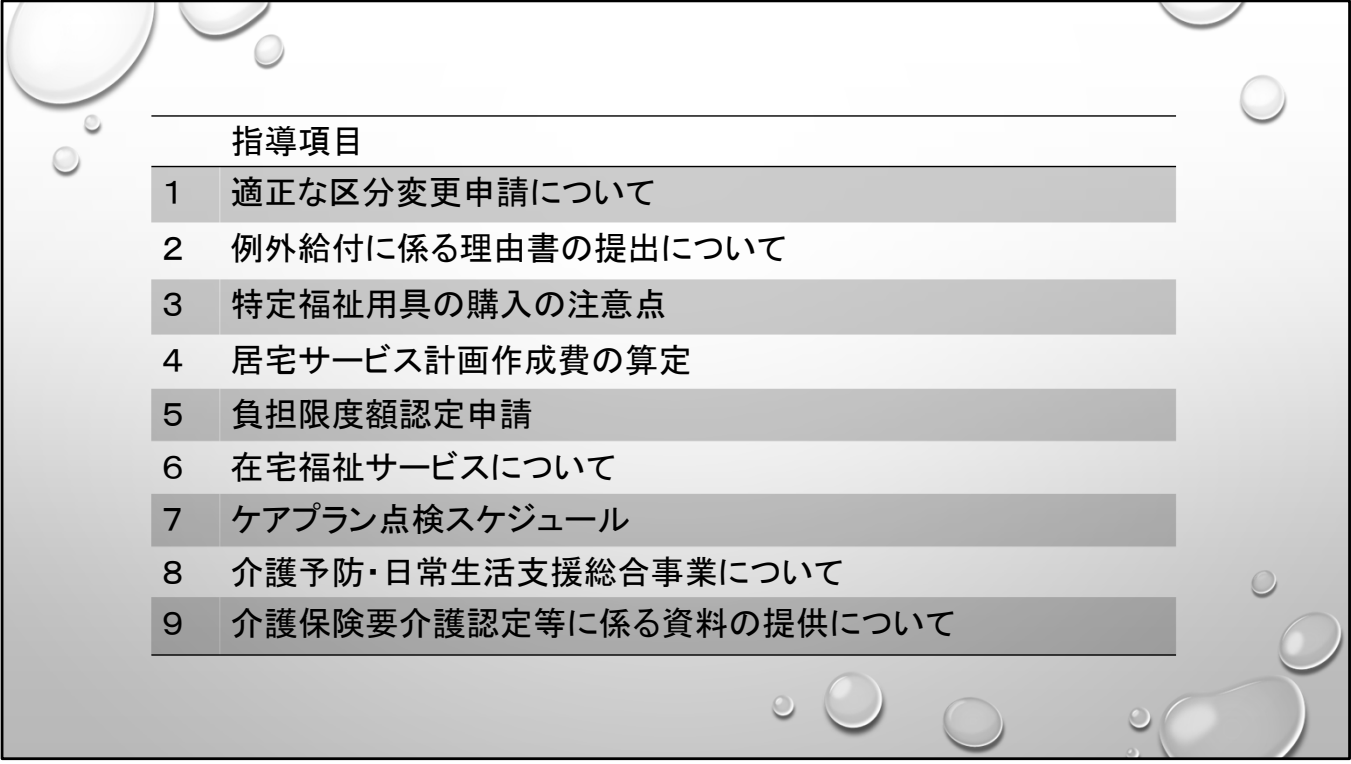




令和6年度 印西市指定居宅介護支援事業者等 集団指導

令和7年度における変更点など

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
令和6年度印西市指定居宅介護支援事業者等集団指導を開催いたします。
本日は、令和7年度における変更点を主な内容として実施いたします。



指導項目

- 1 適正な区分変更申請について
- 2 例外給付に係る理由書の提出について
- 3 特定福祉用具の購入の注意点
- 4 居宅サービス計画作成費の算定
- 5 負担限度額認定申請
- 6 在宅福祉サービスについて
- 7 ケアプラン点検スケジュール
- 8 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 9 介護保険要介護認定等に係る資料の提供について

項目としては次の9項目となります。

1 適正な区分変更申請について

区分変更申請の法的根拠

介護保険法

(要介護状態区分の変更の認定)

第29条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

一つ目は、適正な区分変更申請のためのみなさんへのお願いです。

介護保険法第29条第1項に基づく区分変更申請は、支援の必要の程度が現に受けている要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときに申請することができるかとされています。

このような中、高齢者福祉施策である福祉タクシー事業や紙おむつの給付のために行うとの話もお伺いします。

1 適正な区分変更申請について

区分変更申請は
要介護状態区分に変動があったと認めるときに

- ・審査時の特記事項等の確認
- ・一次判定シミュレーターなどの活用

居宅介護支援事業所においては、担当の被保険者などから区分変更申請の相談等を受けることがあるかと思いますが、区分変更申請の支援に当たっては、審査時の特記事項等の確認やインターネット等で公開されている一次判定シミュレーターなどを活用いただきながら、妥当性を確認し、当該趣旨について御理解の上、申請いただけるよう支援願います。

1 適正な区分変更申請について

介護認定申請書には必ず添付

介護認定調査連絡票

介護認定調査連絡票	
被介護者の介護保険番号	
被介護者の氏名	
1. 現在、ご本人様はどちらで生活されていますか。当てはまるものに○をしてください。	
自宅 (申請書に記されている住所)	自宅に居る様 有 - 無 (調査員が車で伺います) 他の場合、居住が転居中()
自宅以外の居宅 又は施設名 (病院の場合は○階△病棟までご記入ください)	
〒	(電話)
※認定調査は、ご本人様が日常生活されている場所で行います。 ※サービスに毎日行っている、ショートステイを継続して利用している場合等、ご本人様の居宅での調査が難しい場合は日程調整時に御相談ください。	
2. 認定調査の日程調整等の連絡先について教えてください。□に連絡先の優先順位をご記入ください。	
連絡先氏名	ご本人様との関係
連絡先	連絡希望時間
自宅	
携帯	
3. 認定調査の際にご家族は立ち会えますか。当てはまるものに○をしてください。	
認定調査の 立ち会い	する しない
ご本人様が入院中や入所中の場合、現在ご家族様の立ち会いは 出来ません。ご了承ください。	
4. 調査日についてお急ぎの曜日・時間帯がありますか。都合の悪いところを○をしてください。	
午前	午後
月曜日	火曜日
水曜日	木曜日
金曜日	
5. 現在ご契約中のケアマネジャーがいなくなりましたらご記入ください。	
ケアマネジャー	事業所名
	電話番号
☐ 認定調査日の連絡を希望する(該当の場合○をしてください)	

介護認定申請時等に申請書に添付いただいている日程調整等の連絡先を記載する書類を「介護認定調査連絡票」として、改めて作成しました。

認定調査を事務受託法人に委託している関係もあり、認定調査の日程調整に関する情報がより重要となっています。

ホームページに申請書とともに公開していますので、介護認定申請の代行等を行う場合は、この書類についても併せて御提出ください。

2 例外給付に係る理由書の提出について

次の例外的給付に係る理由書の提出を停止

・訪問介護・訪問型サービスの「生活援助中心型」サービス

・利用日数が認定有効期間の半数を超える短期入所サービス

疑義が生じるケースは、理由書を提出して市の判断を仰いでください。

◆総合事業(要支援認定者)についても同様の対応となります。

2つ目は、例外給付に係る理由書の提出についてです。

現在、「軽度者への福祉用具貸与」、「同居家族等がいる場合の生活援助中心型サービス」及び「利用日数が認定有効期間の半数を超える短期入所サービス」の算定に当たり、担当のケアマネジャーから理由書の提出をいただいております。

「軽度者への福祉用具の貸与」については、厚労省通知により書面での確認が求められていますが、「同居家族等がいる場合の生活援助中心型サービス」及び「利用日数が認定有効期間の半数を超える短期入所サービス」については、市独自の取扱いとなります。

これまでの、審査状況からケアマネジャーにおいて適切な取り扱いがなされているものと考えられることから、「同居家族等がいる場合の生活援助中心型サービス」及び「利用日数が認定有効期間の半数を超える短期入所サービス」に係る理由書の提出については、担当ケアマネにおいて疑義が生じた場合を除き、試行的に停止します。

これまでに示している取り扱い基準に照らし、適正な給付に努めていただきますようお願いいたします。

算定に当たり、疑義が生じるケースについては、これまでのとおり、理由書により、市の判断を仰いでいただきますようお願いいたします。

なお、総合事業についても同様の対応となります。

軽度者への福祉用具貸与

- [illegible]

7

2 例外給付に係る理由書の提出について

軽度者への福祉用具貸与

- ・理由書の様式変更
- ・チェックシートの活用

軽度者への居宅介護（介護予防）福祉用具の例外的貸与の要旨について	
事業所名	
被保険者名	
承認理由	
1 当該軽度者が「福祉用具が必要な状態（第23号告示第19号のイ）」に該当するか	
☐ 認定調査（継続調査）の結果が該当する → 3へ	
☐ 該当しない（貸与不可）	
☐ 該当しないが、例外給付が認められる可能性がある → 2へ	
2 医師の所見の確認	
☐ 主治医意見書による確認 1～Ⅱに該当する記載がある → 3へ	
☐ 主治医の診断書 1～Ⅱに該当する記載がある → 3へ	
☐ 主治医への聴取 1～Ⅱに該当する記載がある → 3へ	
③については、聴取した医師の名前と所見が記載されているかどうかを確認する	
3 サービス担当者会議の開催	
☐ 本人の心身の状況、介護の状況	
☐ 福祉用具専門相談員等の助言	
☐ ご本人・ご家族の希望	
☐ 必要性の検討	

また、審査の際に使用しているチェックシートをホームページ上に公開しましたので、御活用ください。

3 特定福祉用具の購入の 注意点

申請書を提出する前に
要件を満たしているか必ず確認

①購入前の相談

利用者から福祉用具に
ついて相談を受けた場合は
「福祉用具を購入する前に
ご相談ください」と伝える

②福祉用具販売店

特定福祉用具については
「特定福祉用具販売に係る
指定居宅サービス事業所」
から購入
(介護保険法 第44条)

③福祉用具専門 相談員の助言

特定介護予防福祉用具販売は、
居宅要介護者又は居宅要支援者
が福祉用具を選定するに当たり、
福祉用具専門相談員から、福祉
用具に関する専門的知識に基づく
助言を受けて行われるもの

(「福祉用具販売専門相談員につ
いて」老振発第0331011号)

一定の要件を満たせば

保険給付の対象となる

次に特定福祉用具購入についてです。

一般的な福祉用具の販売については、対面や訪問による販売だけでなく、インターネットの通販サイトを使っの販売も行われています。

インターネット販売であっても要件を満たしていれば、保険給付の対象となりますが、要件を満たしていない場合、保険給付の対象外となり全額が利用者の負担となってしまいます。

気を付けるポイントは3つあります。

まず1点目、保険給付対象外の購入とならないよう、「購入する前に御相談、御一報ください」とお伝えするなど、普段からお声かけいただくようお願いします。また、福祉用具販売店から相談があった場合は、その用具が利用者の状態にあったものか、自立を阻害するものではないかなどの確認をお願いします。

次に2点目、福祉用具を購入する際は「都道府県等の指定を受けた福祉用具販売に係る居宅サービス事業者」から購入してください。

指定を受けていない事業者から購入した場合は保険給付の対象外です。販売店が指定を受けているかの確認をお願いします。

最後に3点目、購入にあたっては利用者にあった福祉用具の選定のため、福祉用具専門相談員からの助言を受けることが必要となります。

必要に応じて、福祉用具専門相談員が属する事業所を紹介するなどの対応をお願いします。

以前インターネットの通販サイトを利用した福祉用具の購入に係る支給申請がありましたが、要件不足のため、不支給となったケースがありました。
申請書に購入理由を記載する際は、これらに注意いただき、保険給付の対象となる購入かどうかを含めて、確認いただきますようお願いいたします。

4 居宅サービス計画作成費の算定

入院時情報連携加算

- ・Ⅰ 入院日当日に情報連携を行った場合
- ・Ⅱ 入院日の翌日又は翌々日に情報連携を行った場合

ケアプラン等に入院日、情報連携を行った期日、提供手段、内容等を記載してください。

営業日以外の入院の場合に係る特例の適用を受ける場合は、その旨の記載も必要です。

次に、居宅サービス計画作成費の算定についてです。

居宅介護支援事業所の実地指導については、指定の更新時期の前に定期的に行わせていただくこととしています。

今年度の実地指導における報酬請求指導に当たり、共通して指導する部分がありましたので、みなさんにお伝えします。

居宅サービス計画作成費の算定に当たって、各種加算項目がありますが、それぞれに算定要件が定められています。

実地指導にうかがった際、算定要件を満たしているか否か、確認に時間を要するケースがありましたので、例を挙げて加算に関する注意事項としてお伝えします。まず、入院時情報連携加算です。当該加算につきましては、担当被保険者の入院時における医療機関との情報連携を評価するものですが、情報提供のタイミングによって単価が変動するものとなっています。

提供を行った事実のみだけでなく、入院日、情報連携を行った期日、提供手段、内容等、適切な報酬請求の根拠となる事項について、ケアプラン等に記載するよう、お願いします。

4 居宅サービス計画費の算定

退院・退所加算

退院・退所前又は退院後7日以内に、病院・施設の職員収集を行った場合

- ・ I イ カンファレンス以外の方法で1回
- ・ I ロ カンファレンスにより1回 など

ケアプラン等に退院日、情報収集を行った日時、収集手段、内容等を記載してください。

次に、退院・退所加算です。当該加算につきましては、担当被保険者の退院・退所時における関係機関からの情報収集を評価するものですが、情報収集の時期によって加算の有無を、情報収集の方法によって単価が変動するものとなっています。

情報収集を行った事実のみだけでなく、退院・退所日、情報収集を行った期日、収集手段、内容等、適切な報酬請求の根拠となる事項について、ケアプラン等に記載するよう、お願いします。

4 居宅サービス計画費の算定

- ・各種加算項目に係る要件の確認
- ・加算項目を満たしているかをケアプラン等に明記

参考図書:介護報酬の解釈(社会保険研究所 発行)



令和6年4月に介護報酬改定が行われましたが、単価の改定のみならず、加算要件についても変更となっています。

各種加算要件については、社会保険研究所発行の「介護報酬の解釈」などにより確認を行い、正しい報酬請求を行うようお願いいたします。

また、加算要件を満たしているか否かを確認できるようケアプラン等に明記するよう心掛け、当該加算を算定する場合は、それらの根拠を確認の上、行うようお願いいたします。

資料に記載はしていませんが、今年度、サービス担当者会議を実施していない事業所があるとの御意見が寄せられました。

実地指導においてはそのような事例はこれまで確認できていません。

開かれていたとしても、利用者や御家族がそれと認識していない場合があるのではないかと考えています。

市に寄せられる居宅介護支援事業所に係る苦情は、お互いの意識のすれ違いで生じている場合が多く感じられます。

先ほど申し上げたサービス担当者会議もそうですが、利用者や御家族は素人であるため、みなさんの常識が通用しない場合もあります。

面倒な部分もあると思いますが、運営基準に従って会議等を開催する場合は、その位置づけや目的など、分かりやすく丁寧に説明することなども一つの手段と考えます。

5 負担限度額認定申請

申請を勧める場合、制度の説明を

認定要件

- ・本人、配偶者が市民税非課税か
- ・本人の属する世帯が市民税非課税か
- ・預貯金(本人＋配偶者)が要件以下

必要な書類

本人、配偶者名義の通帳
株式・金・銀・出資配当金などがある場合
残高を証明する書類

世帯分離について

- ・実態として収入がそれぞれあり生計が別と認められる場合(夫婦は除く)
 - ・事実上、夫婦関係が破綻している場合
- 介護保険料を下げたい、負担限度額認定を受けたいからなどの理由では世帯分離はみとめられません。

次に、負担限度額認定申請についてです。

負担限度額認定制度については、低所得の被保険者を対象として施設入所等に係る居住費等を給付する制度となっていますが、施設入所やショートステイを利用される方へ、ケアマネから申請を勧めることがあるかと思います。

認定要件や必要書類に関して、あまり理解のないまま「申請した方がいいと言われたから」と申請に来られる方もおり、本人が課税されている場合など、明らかに該当しない場合もあります。

この制度については、資産要件があることにより、御準備いただく資料が多く、家族等の負担も大きいため、制度の概要については、あらかじめ御説明いただきますようお願いいたします。

また、世帯分離についてもケアマネジャーから勧められたとの理由で申し出されるケースがあります。

世帯分離には市民課での手続きとなりますが、世帯分離が認められるには「実態として収入がそれぞれあり、生計が別と認められる場合」「事実上、夫婦関係が破綻している場合」などの理由でなければなりません。

介護保険料を下げたい、負担限度額の認定を受けたいからなどの理由では認められませんので、案内する際は御注意ください。

6 在宅福祉サービスについて

紙おむつ給付サービス

・別紙「印西市紙おむつ給付サービス事業申請方法」を参照

次に、在宅福祉サービスについてです。生きがい支援係から説明させていただきます。日頃より、皆様には市の福祉行政に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

紙おむつ給付サービスについて、事業の適正な運営の為、改めて周知をさせていただきます。

別紙「紙おむつ給付サービス事業申請方法」と「記入例」をご覧ください。

受付は月末の締め切りとなります。なお、郵送での申請につきましては、市に到着をした日で受付を致しますので、ご注意ください。商品の配達は15日までに配達が完了するように、委託業者にはお願いをしています。

申請者欄につきましては、申請者は「家族」「本人」を原則といたします。CMが代わりに代筆される場合は、空いているスペースに事業所名、担当者名をご記載ください。

7 ケアプラン点検スケジュール

対象月が近づいたら文書で通知します。

令和7年度 ケアプラン点検進捗表

事業所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 印西居宅	※在宅 介護											
2 はるかぜ		サービス 利用 開始										
3 いずみ												
4 JIA西印			訪問 介護									
5 社協												
6 ゆかり印西				通所 介護								
7 ケアサポート印西												
8 ホワイトヴィラ					通所 リハ							
9 ケアプラン一食												
10 ケアプラン室						短期 入所 介護						
11 居宅支援本舗												
12 フレンス印西							訪問 介護					
13 ベブル												
14 みどり荘								住宅 改修				
15 ハートヴィレッジ												
16 ハッピーデイ									福祉 用具			
17 秋桜												
18 ブレーグ本室										短期 入所		
19 居宅印西												
20 ヴィラ大森											短期 入所 介護	
21 きはら												
22 ラーバン居宅												訪問 リハ
23 やまと												

※居宅介護支援(医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士)いずれかの利用。
※対象のものがなければご相談ください。

次は、包括支援係よりご説明いたします。日頃より、皆様には市の福祉行政に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

令和7年度のケアプラン点検のスケジュールです。対象月が近づきましたら、文書でお知らせいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

8 介護予防・日常生活支援総合事業について

1) 令和7年4月実施分以降の介護予防ケアマネジメントサービスコードについて

→ 令和7年3月31日まで経過措置となっていた

「介護予防ケアマネジメント業務継続計画未作成減算」のサービスコードを、
4月以降に市ホームページに掲載予定

2) 地域支援事業実施要綱の改正について

→ 地域支援事業実施要綱改正に伴い、

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの一部改正あり

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてご説明いたします。

まずは、令和5年度の集団指導でもお伝えしております 業務継続計画未策定事業所に対する減算について、経過措置が令和7年3月31日をもって終了となります。

そのため、4月以降に市ホームページにて、「介護予防ケアマネジメント業務継続計画未作成減算」のサービスコードを掲載する予定です。

次に、地域支援事業実施要綱ですが、令和6年8月に改正が示されました。

その中でも、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの改正部分について一部関連する部分をお伝えをさせていただきます。



国は、2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していくという現状に対し、総合事業の充実を示しております。

総合事業の充実とは、地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこにに関わり合いながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにするものであり、高齢者が元気なうちから地域会社や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していくとされています。

図の「改正点」として赤く囲っている部分のことであり、市町村は、フレイル状態から要支援の方が、拡大した選択肢の中で適切な選択ができるよう支援し、これまでの生活に戻れたり、状態が悪化し要介護状態となっても地域とつながったまま生活できるようにするという、地域の人と社会資源とつながれる地域共生社会を築いていこうということになりました。

改正点

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ システム	4 包括 センター
	○		

多様なサービス・活動の例 (ガイドライン改正)

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」(平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知)の一部を改正。

従前相当サービス

- 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
- 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など
- サービスの内容は総合的なものであるが一定の制約あり

S

選択
支援

多様なサービス・活動

- 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動
- 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等
- サービスの内容は高齢者の視点に立つて検討される

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ

- 地域住民が担い手となって活動することができる活動
- 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施
 - 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助等を実施する(多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される)
 - (有償・無償) ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用(ボランティアとの選択も可)による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる
- 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など
 - 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供
 - 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる
- 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援
 - 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める
 - 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能

※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される

通所型の多様なサービス・活動のイメージ

- 地域住民が担い手となって活動することができる活動
 - 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場(多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される)
 - 訪問型サービスと同様
- セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動
 - 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動
 - 民間の運動・健康づくり施設への委託等(期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動(セルフケア)に移行すること)を想定
- 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動
 - 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に直する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援
 - 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定(利用者の自己負担等に関わりない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切)
- 住民や地域の多様な主体相互の協力で入浴・食事等の支援
 - 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援(配膳等)を行う活動
 - 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

この度、従前相当サービスの対象者について、進行性疾患や病態が安定しない者等と明記されました。

そのため、「従前相当サービス」だけではなく、右側の「多様なサービス・活動」を充実させて、地域住民を含む地域の多様な主体により開発されるサービスや活動を選択できるよう支援していくこととされています。

18

総合事業の一部改正に伴う今後の方向性

現状、

現在認定を受けている事業対象者・要支援認定の方のサービス利用において、大きな影響はありません。

ただし、従前相当サービス等、サービスの必要性を明確にケアプランに記載してください。

今後は、

従前相当サービスの利用だけでなく、高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、地域の多様な主体の活用をご検討ください。

その際には、各地域包括支援センターにて配置している「生活支援コーディネーター」へご相談ください。

現在認定を受けている事業対象者・要支援認定の方のサービス利用において、大きな影響はありません。今まで通り、利用されるサービスの必要性をケアプランに記載していただければと思います。

ただし、このような改正がなされておりますので、皆様におかれましては、従前相当サービスだけでなく、高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、地域の多様な主体の活用をご検討ください。

その際には、各地域包括支援センターにて配置している「生活支援コーディネーター」にご相談いただければ、地域でのボランティア活動や、通いの場の情報等、お力になれることもございますので、ぜひご相談ください。

よろしくお願いいたします。

生活支援体制整備事業に係るアンケート調査

1. 事業所種別

☐ 地域包括支援センター ☐ 居宅介護支援事業所 ☐ 訪問介護事業所

2. 各地域包括支援センターに配置されている「生活支援コーディネーター」(以下、SC)は知っていますか？

☐ 知っている ☐ 知っているが、関わり方がわからない ☐ 知らない

3. 設問2で「知っている」と回答した方にお聞きします。SCと連携を取ったことはありますか？
(例：地域資源をSCに紹介してもらった、SCと訪問に行った等)

☐ ある ☐ ない

4. 貴事業所において携わっているケースで、「地域の多様な主体で解決できそうな生活支援(ゆゆうサービスや、ワンコインサービス、ワンコインサービス、地域住民によるボランティア等)」はありますか？

あれば、その件数を数えてください。(複数記述可)

(例)・現在、この地域ですべてのニーズに早期訪問している利用者がいる。近くボランティアがいれば解決できそう。
・専門職では実施できないが、庭の草木が伸びている。シルバー人材センターが呼んでくれたら解決できそう。
・デイサービスに通い1回通っているが、その他の時間が空いている利用者がいる。通いの場が近くあれば解決できそう。等

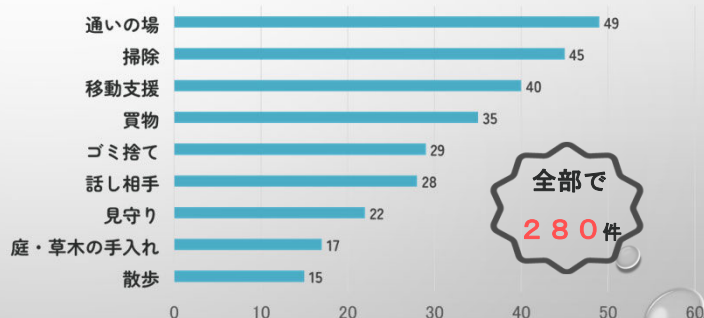
ゴミ捨て	庭・草木の手入れ	話し相手	掃除	買い物	散歩
件	件	件	件	件	件
見守り	通いの場	移動支援	その他		
件	件	件	件 (具体的に)		

ご協力ありがとうございました。その他、生活支援コーディネーターに期待する役割などございましたらご自由にお書きください。

日々の業務の中で、地域で解決できそうなものがあれば、SCまでご連絡ください。みなさまのお力になれるよう尽力いたします！

アンケート送付先
伊西市 高齢者福祉課 包括支援係
FAX: 0476-40-3881

4.貴事業所において携わっているケースで、「地域の多様な主体で解決できそうな生活支援(ゆゆうサービスや、ワンコインサービス、地域住民によるボランティア等)」はありますか？



1月末～2月中旬にかけて、みなさまに「生活支援体制整備事業に係るアンケート調査」を実施させていただきました。
多くの事業所のみなさまにご協力いただきまして、ありがとうございました。

アンケートでは、今回の総合事業の改正を受け、「貴事業所において携わっているケースで、地域の多様な主体で解決できそうな生活支援」があるかどうか、お聞きしたところ、全部で280件あることがわかり、みなさまの意識の高さが伺えました。

これらを少しでも地域の多様な主体で解決できるよう、生活支援コーディネーターも尽力してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◆月途中で、事業対象者→要支援1の認定が出た場合の 通所型サービスの請求方法

- ・通所型サービスの利用回数で請求を考える
 - ・通所型サービスの利用回数が、
 - ◆3回までならば → 回数のコードで回数分を請求
 - ◆4回以上であれば → 月額コードで請求
- ※事業対象者と要支援1のコードが同じため、月途中で認定となっても、まとめて考える。
- ・給付管理表の認定区分は、
 - 月途中で要支援1となった月は → 「事業対象者」となり、
 - その翌月からは → 「要支援1」となる

最後に、月途中で事業対象者が要支援1の認定が出た際に、通所型サービスを利用していた場合の請求方法について、お伝えいたします。

通常、月の途中で認定区分が変わった際には、サービスコードが変わり、それぞれの認定区分のサービスコードで利用実績を入れていくと思います。

しかし、事業対象者と要支援1では、サービスコードが同一となっております。そのため、印西市では、その月の利用回数（事業対象者で利用した回数と要支援1で利用した回数の合計）で請求を行ってください。

また、給付管理票の認定区分は、月途中で事業対象者→要支援1となった月は、「事業対象者」としてください。

そして、翌月は、「要支援1」としてください。

9 【追加】介護保険要介護認定等に係る資料の提供について

● 変更点

- ・資料提供の範囲の変更
マスキング処理を行っていた一次判定結果の提供
- ・費用の変更
写しの提供に係る費用負担を0円に

本日追加で配布いたしました項目について御説明します。

被保険者の心身、環境及び医療等の状況に応じた介護サービスの提供のため、被保険者の同意のもと提供している介護認定審査の結果について、令和7年度から取り扱いを変更します。

まず、一点目として、介護認定審査会資料のうち、これまでマスキング処理を行っていた一次判定等についても提供対象とします。

二点目として、資料1枚当たり10円を申出者に負担いただいていたましたが、これを無料とします。

申出の方法については、変更はありません。

この資料提供に当たり、申出者がケアマネである申出書を被保険者の家族が持参し、提供を求めるといった事例がありました。

申出者と提供相手が異なるため、窓口において資料提供は行いませんでした。

当該家族において、市の窓口へ赴くついでがあったため、自身が持参すると申出があり、このような状況となったとのことです。

この情報提供については、本来個人情報の開示手続きを経て行うべきところ、被保険者の利益に資するものであることから、本人の同意を得ることによって、簡易な手続きにより申出者に提供しているものです。

このような行為は、この特例的な手続きの見直しにもつながる行為となりますので、取扱いについて御注意いただきますようお願いいたします。